

公益社団法人日本アドバイザーズ協会

役員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第27条の規定に基づき、公益社団法人日本アドバイザーズ協会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。監事についても同様とする。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類及び通勤手当)

第3条 役員の報酬等は、常勤役員にあつては本給及び退職手当とする。

- 2 非常勤理事にあつては、無報酬とする。
- 3 非常勤監事にあつては、報酬等として非常勤監事手当を支給することができる。
- 4 前3項に定める報酬等のほか、常勤役員には通勤手当を支払うことができる。
- 5 前3項の定めにかかわらず、非常勤役員が、役員の職務として講師、執筆、審査員を行った場合には、役員の職務執行の対価として講師料、執筆料、及び審査料を支払うことができる。
- 6 前項の講師料、執筆料及び審査料は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び第105条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号でいう報酬等(以下「報酬等」という。)に含めるものとする。
- 7 常勤の理事が他の企業又は法人からの出向者の場合には、出向元と締結した出向協定に基づき出向元へ人件費分の支払いをするときは、この支払いを報酬等に含める。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員

の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤役員の報酬は、請求のある都度、可及的速やかに支給するものとする。

3 常勤の理事が出向者の場合の支給日は、出向元と締結した出向協定の定めるところによるものとする。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表.1に基づきその職務等を勘案して月額又は年額を理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、常勤役員に支給する。

2 通勤手当は、定期代相当額とし、月割計算した額を支給する。

(講師料等の金額)

第8条 第2条第5項に定める講師料、執筆料及び審査料の金額については、別に定める講師料等規程に準じるものとする。

(退職手当の支給)

第9条 退職手当は、常勤理事が退職した場合に、総会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者(死亡によって退職した場合は、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、常勤理事が退職した日から起算して1箇月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第10条 退職手当は、常勤理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項及び定款第25条の規定により解任された場合には、支給しない。

2 常勤理事が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した常勤理事に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第11条 退職した常勤理事に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の算定基準)

第12条 退職手当の額は、別表. 2の退職金算定基準に基づき算出した額とする。

(在職期間の計算)

第13条 在職期間の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月未満の端数が生じたときは、15日以下を切捨て、16日以上は切り上げる。

(再任等の場合の取扱い)

第14条 常勤理事が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤理事に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする常勤理事に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第15条 常勤理事が死亡したときは、退職手当は、常勤理事の死亡当時その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条乃至第45条の定めを準用する。

(端数の処理)

第16条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本アドバイザーズ協会の設立の登記の日から施行する。

附 則 (2019年5月27日理事会決議)

この規程の改正は、決議の日から施行し、2019年1月1日から適用する。

別表.1(常勤理事の年間限度報酬額)

(単位:円)

役職	年間限度報酬額(本給分)
専務理事	20,000,000
常務理事	15,000,000

別表.2(退職金算定基準)

退職日における本給月額 × 在職年数 × 乗率係数(※1) × 退職理由による支給率(※2)

(100円未満切上げ)

※1 乗率係数

0年以上 ~ 4年未満 1.0

4年以上 ~ 1.2

※2 退職理由による支給率

自己都合による退職 80%

死亡による退職 100%

任期满了による退職 100%